

# 国立大学法人北海道教育大学会計機関の事務の範囲を定める規則

制 定 平成16年4月1日  
平成16年規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人北海道教育大学会計規則（平成16年規則第42号。以下「会計規則」という。）第5条第1項各号に規定する会計機関，同条第2項に規定する分任会計機関，同条第4項に規定する会計機関の代理及び第6条第4項に規定する出納役の補助者について，必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「部局」とは，各校（札幌校を除き，札幌校を除く各校所在地に置かれている構成館，保健管理センターの分室，各附属学校及び各校室を含む。），附属図書館（札幌館以外の構成館を除き，学術情報室を含む。）及び事務局（学術情報室及び各校室を除き，札幌校並びに各センター（保健管理センターの札幌分室以外の分室を除く。）及び各附属学校を含む。）をいう。

(会計機関の役職)

第3条 会計規則第5条第1項各号に規定する会計機関の役職及び同条第4項に規定する会計機関の代理の役職については，別表第1のとおりとする。

(分任会計機関の役職及び事務の範囲)

第4条 会計規則第5条第2項に規定する分任会計機関の役職及び事務の範囲は，別表第2のとおりとする。

(出納役の補助者の役職及び事務の範囲)

第5条 会計規則第6条第4項に規定する出納役の補助者の役職及び事務の範囲については，別表第3のとおりとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則

この規則は，平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日平成16年規則第174号 改正）

この規則は，平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日平成18年規則第59号 改正）

この規則は，平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月23日平成19年規則第1号 改正）

この規則は，平成19年4月23日から施行する。

附 則（平成24年3月26日平成23年規則第84号 改正）

この規則は，平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

会計機関及び会計機関の代理

会 計 機 関	役 職
契約担当役	事務局長
契約担当役代理	財務部長
出納命令役	財務部長
出納命令役代理	事務局長
出納役	経理課長
出納役代理	経理課副課長

別表第2（第4条関係）

分任会計機関

部 局	会 計 機 関	役 職	事 務 の 範 囲
函 館 校 旭 川 校 釧 路 校 岩 見 沢 校	分任契約担当役	各校室事務 長	当該各校所掌に関する契約のうち、予 定価格が500万円未満の契約に関する こと。
事 務 局	分任契約担当役	経理課長	経理課所掌に関する契約のうち、予 定価格が500万円未満の契約に関する こと。
	分任契約担当役	施設課長	施設課所掌に関する契約のうち、予 定価格が500万円未満の契約に関する こと。

別表第3（第5条関係）

出納役の補助者

部 局	名 称	役 職	事 務 の 範 囲
函館校 旭川校 釧路校 岩見沢校	出納主任	各校財務担当グループの総括係長又は係長のうち、出納役が指定した者	当該各校に関する収入金の収納保管業務
	出納主任代理	各校室副事務長	
事務局	出納主任	経理課経理担当グループの総括係長又は係長のうち、出納役が指定した者	事務局及び各校に関する収入金の収納保管業務
	出納主任代理	経理課副課長	